パブリックコメント制度による意見募集の結果

4つの計画(案)に対する意見を、本紙や市公式ウェブサイトなどで募集しました。そこに寄せられた意見と、それに対する市の考え方、計画(案)の変更点をまとめましたので公表します。

※掲載した内容は、趣旨を損なわない範囲で要約しました。詳細は、各担当課、市政情報コーナー、文化センター、各地区公民館、市公式ウェブサイトで見ることができます。

第3次安城市障害者福祉計画(案)

●提出数　11件

■主な意見と市の考え方

●意見1　精神に障害のある人が利用できる、地域活動支援センター設立に向けた内容を盛り込んでほしい

●市の考え方　精神に障害のある人の日中の居場所づくりは、重要な課題であり、引き続き地域自立支援協議会で研究していきます

●対応　施策ナンバー40に「精神に障害のある人が利用できる地域活動支援センターを含めた居場所づくりについては、地域自立支援協議会で研究していきます」を追加します

●意見2　市独自の専任ジョブコーチを設置し、障害のある人の就労支援ができる体制を整備してほしい

●市の考え方　本市では、就労相談員を配置し、ハローワークと連携を図りながら、各種就労相談や職場開拓を実施しています。ジョブコーチの設置は、今のところ考えていません

●対応　この意見での計画(案)の変更はありません

●意見3　障害のある人が24時間365日安心して利用できる相談窓口をつくってほしい。「相談窓口が少ない」という声があるが、相談支援事業所を新設する考えはないのか

●市の考え方　夜間などにおける緊急時の相談支援体制については、他市でも課題となっていますので、引き続き地域自立支援協議会で研究していきます。また、本市では、相談支援体制の充実を本計画の重点課題の一つとしています。この中で相談窓口のあり方について検討していきます

●対応　施策ナンバー142に「夜間などにおける緊急時の相談支援体制については、地域自立支援協議会で研究していきます」を追加します

問▼障害福祉課(☎〈71〉2225)

安城市環境基本計画(案)

●提出数　3件

■主な意見と市の考え方

●意見　環境部で所管する「人」「金」「物」「情報」などにより、環境首都を実現するための施策をまとめたものなのか、あるいは、ほかの部署の施策を取り込んだものなのか、抽象的な表現かわからない。抽象的な表現が見られ、環境首都を実現するための施策の主体がわかりにくい。また、ほかの部署の分野別基本計画との整合性が図られているのか、わからない

●市の考え方　「市民とともに育む環境首都・安城」を実現するため、環境部だけでなく、ほかの部署での環境に関連する施策も整理したものです。環境に関わる幅広い分野を網羅しているため、施策の方向性を示す形を取っています。各施策の具体的な内容は、個別の計画で示していきます。また、改定にあたり、ほかの部署の計画などとの整合性を図るため、内容の調整もしています

●対応　計画(案)の変更はありません

問▼環境首都推進課(☎〈71〉2206)

ICT推進基本計画(案)

●提出数　0人

●対応　第5次安城市行政改革大綱(案)との整合性を図るため、計画(案)の「各種証明書の自動交付機などの導入検討」における方針決定時期を、平成26年度から平成25年度に変更します

問▼情報システム課(☎〈71〉2207)

安城市スポーツ振興計画(中間見直し)(案)

●提出数　0人

●対応　計画(案)の変更はありません

問▼市体育館(☎〈75〉3535)

夜10時までは夜桜も楽しめます 安城桜まつり

●とき　3月19日(土)～4月10日(日)

●ところ　安城公園(桜町)、城山公園(桜井町)、日の出公園(日の出町)

■写生大会

●とき　4月2日(土)・3日(日)午前9時～午後4時

●ところ　安城公園

●対象　市内在住で、来年度小学1～6年生になる子

●賞　各学年最優秀賞1人・優秀賞7人(賞状と賞品)、参加賞あり

●持ち物　画板、絵の具、クレヨンなど

※画用紙は会場で配布。前日までに公園の写生をする場合は、商工課で配布。

■写真コンテスト

●内容　市内の桜を撮影した、未発表の写真

●サイズ　四つ切またはワイド四つ切で、合成加工作品は不可

●賞　最優秀賞1人、優秀賞5人、入選10人、佳作15人(賞状と賞金)

●応募　4月18日(月)まで(必着)の午前8時30分～午後5時15分(土)(日)(祝を除く)に、作品を持参か郵送で商工課(〒446－8501住所記載不要)へ

■さくらと安城七夕親善大使を写す会

●とき　4月3日(日)午後1時～2時30分

●ところ　安城公園

問▼商工課(☎〈71〉2235)

高齢者を虐待から守る

高齢者への虐待は、人権を侵害し、心や身体に深い傷を負わせます。高齢者を虐待から守りましょう。

■高齢者虐待の種類

●身体的虐待　殴る・けるなどの暴行を与えるなど

●心理的虐待　侮辱・脅迫などの言葉による暴力や、無視するなどの行為をするなど

●経済的虐待　無断で高齢者名義の不動産や預貯金・年金を処分するなど

●性的虐待　性的な暴力・いたずらをするなど

●ネグレクト　健康維持や生活への援助を受けさせないなど

■サインを見過ごさないで

虐待を受けている高齢者や、介護に疲れた家族のサインに気づき、見過ごさないことが、虐待を防ぐ第一歩です。

●高齢者のサイン

●なかなか家に帰りたがらない

●汚れたままの服を着ている

●家族の話題を避けるようになった

●落ち着きがなく、おどおどしている

●家族のサイン

●介護に疲れている様子

●イライラしていることが多い

●高齢者に対して無関心さがみられる

■わたしたちができること

●声をかけ合う　日ごろから地域で声をかけ、いつでも仲間がいるというサインを送りましょう

●暮らしの不安を語り合うために　「世話になっているから」「世間体があるから」などの理由で、ひとりで抱え込んでしまう人も少なくありません。自分の気持ちを人に伝えられる場をつくることが大切です

●相談窓口　社会福祉課、地域包括支援センター(☎〈71〉2945)、中部地域包括支援センター(☎〈71〉0077)、市内各在宅介護支援センター、市保健センター(☎〈76〉1133)、各地区の民生委員

問▼社会福祉課(☎〈71〉2223)

国勢調査人口予想クイズ結果発表

平成22年国勢調査の安城市人口予想クイズに、613人から応募をいただきました。ありがとうございました。

正解者はいませんでしたので、正解に近い人から当選とします。当選結果は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。

●内容　正解▶17万8738人　1等当選者▶大橋誠(まこと)さん(尾崎町)

※平成17年に比べ、8488人・5725世帯増加しました。

●問い合わせ　経営管理課(☎〈71〉2205)

大橋さん(左)

JR三河安城駅周辺の市有地を売却

安城市およびJR三河安城駅周辺地域に対し、最も貢献度が高い人に売却します。

●売却物件　土地の表示▼三河安城東町1丁目6番1、同6番2、同6番30　総面積▼1186・87㎡　売却価格▼1億8254万1000円以上　用途地域▼工業地域　建ぺい率▼60％　容積率▼200％
※売却価格は最低価格です。

●主な売却条件　①契約の日から2年以内に建設工事に着手すること　②契約の日から5年間、所有権を移転しないこと　③風俗営業法第2条の各号の用途以外であること

●申し込みできない人　土地を営利目的で売買に使う人、未成年者、成年被後見人・被保佐人、税金の滞納者など

●選考方法　プロポーザルと書類による審査

●提出書類　建築物概要書、概要図面、資金計画書、土地利用計画書など

●申し込み　5月11日㈬～13日㈮午前8時30分～午後5時15分に、提出書類を持って財政課へ
※同課・市公式ウェブサイトで配布する購入応募要領に従い、申し込んでください。

問▼財政課（☎〈71〉2210）

第5次安城市行政改革大綱（案）パブリックコメント制度による意見を募集

●内容　持続可能で安定的な行政経営のために、人と予算の効率性を高めて、質の高い行政サービスを提供していくための計画。具体的な取り組み項目を定めて、平成23年度から5年間のアクションプランを掲げています

■計画（案）を閲覧するには

●とき　3月22日㈫～4月21日㈭午前8時30分～午後5時15分（閉庁・休館日を除く）

●ところ　経営管理課、市政情報コーナー、文化センター、各地区公民館
※市公式ウェブサイトにも掲載。

■意見を提出するには

3月22日㈫～4月21日㈭午前8時30分～午後5時15分（土日を除く）に住所・氏名（法人の場合は、所在地・名称・代表者氏名）を記入し、持参か郵送、ファクス、Eメールで経営管理課（〒446－8501住所記載不要／FAX〈76〉1112／keiei@city.anjo.aichi.jp）へ
※市公式ウェブサイトトップページ右「意見・相談・お問い合わせ」の「意見（パブリックコメント）」ページからも提出できます。電話での提出は不可。

問▼経営管理課（☎〈71〉2205）

市民憲章の精神にもとづく活動を表彰します 安城市市民憲章実践者を推薦してください

●対象　安城市民で、次の①～⑥に関しての功労・善行を継続している個人や団体
①人命救助、奉仕活動など
②交通道徳、公共物愛護精神、その他公徳心の実践普及
③環境美化
④青少年の健全育成、非行防止など
⑤文化・スポーツの高揚
⑥子育て・家庭教育
※継続の基準は次のとおり。

週1・2回程度実践▼5年以上継続　月1・2回程度実践▼10年以上継続　年1～6回程度実践▼15年以上継続　人命救助▼過去1年以内のもの
※公職者としての行為や、町内会などの活動は対象外。

●その他　書面で結果をお知らせします。また、6月に開催する安城市民憲章推進協議会総会で表彰状を授与します。

●応募　推薦書を持って、3月19日㈯～4月23日㈯午前9時～午後5時（休館日を除く）に文化センターへ
※推薦書は同センター、市公式ウェブサイトで配布。

問▼文化センター（☎〈76〉1515）

市の施設へ行ってみよう！「施設めぐり」参加者募集

バスで市の施設を回り、見学します。実施日のうち1回は個人で参加できます。残る4回は、10人以上の市内団体が対象です。

●実施日　個人▼5月11日㈬　団体▼5月12日㈭・25日㈬・26日㈭・27日㈮

●見学施設　個人▼あんぱ～く、リサイクルプラザ、市民交流センター、北部調理場、丈山苑など
※見学施設は変更する場合があります。

団体▼出発場所や希望施設をお聞きします

●定員　各25人（個人コースは、申し込みが10人以下の場合は中止）
※乳幼児の同伴はできません。
※市外在住の人は申し込みできません。

●参加費　個人▼235円（給食試食代）のほか施設入場料　団体▼見学施設などによって入場料が必要

●申し込み　個人▼3月22日㈫～31日㈭午前9時～午後5時（26日㈯・27日㈰を除く）に電話で秘書課広報広聴係へ
※定員を超えた場合は、前年に参加していない人を優先したうえで抽せん。

団体▼はがきに希望日（第1希望・第2希望）、団体名、代表者住所・氏名・電話番号、見学希望施設名を記入し、4月1日㈮まで（必着）に同係（〒446－8501住所記載不要）へ
※希望日が重なった場合は抽せん。

問▼秘書課広報広聴係（☎〈71〉2202）

Let's enjoy English! 外国人講師による英会話講座

●とき／内容　4月13日㈬～7月6日㈬の毎週㈬（5月4日を除く全12回）
クラス1（あいさつから始める基礎的な英会話）▼午後6時30分～7時30分　クラス2（さらに積極的に会話を楽しみたい人向けの実用英会話）▼午後7時45分～8時45分

●ところ　市民会館視聴覚室（高校生以下を除く）

●対象　市内在住・在勤の人
※過去3年間に5回以上受講した人を除く。

●定員　各30人（定員を超える申し込みがあった場合は、過去受講したことがない人を優先したうえで抽せん）

●受講料　各4000円（市国際交流協会会員は3000円）

●申し込み　3月30日㈬　クラス1▼午後6時～6時30分、クラス2▼午後7時15分～7時45分に受講料を持って市民会館視聴覚室へ

●その他　一人で二人分以上の申し込みは不可。定員に満たない場合は、3月31日㈭から市民活動課で受け付け

問▼市民活動課（☎〈71〉2218）

ごみカレンダーを配布

「平成23年度版ごみカレンダー（4月～来年3月）」を3月下旬に各戸へ配布します。

なお、以前に配布した「家庭ごみと資源の分け方・出し方早分かりブック（保存版）」が必要な人は、清掃事業所へ連絡してください。

問▼清掃事業所（☎〈76〉3053）